

[別紙]

様式 1

事業報告書

(自 令和5年1月1日 至 令和5年12月31日)

1.医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団徳豊会
- ① ☐財団 ☒社団(■出資持分なし ☐出資持分あり)
- ② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
☐出資額限度法人 ■その他
- ③ ☒基金制度採用 ☐基本制度不採用
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市東区新南部2丁目7番58号
- (3) 設立認可年月日 平成22年1月19日
- (4) 設立登記年月日 平成22年2月3日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	川口 豊	川口消化器内科管理者
理 事	川口 徳子	
同	日隈 ゆかり	(旧姓：川口)
同	川口 亮	
監 事	寺田 英輔	

2.事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	川口消化器内科	熊本県熊本市東区新南部 2丁目7番58号	一般病床 0床

医療機関コード 4210128519

(2) 附帯業務 なし

(3) 収益業務 なし

(4) 当該会計年度内社員総会で議決又は同意した事項

令和 5 年 2 月 25 日 令和 4 年度の決算報告

令和 5 年 2 月 25 日 借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人社団徳豊会

所在地 熊本市東区新南部 2-7-58

財 産 目 録

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

1.資 産 額 283,390 千円
2.負 債 額 170,776 千円
3.純 資 産 額 112,614 千円

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,658
B 固 定 資 産	225,732
C 資 産 合 計 (A+B)	283,390
D 負 債 合 計	170,776
E 純 資 産 (C-D)	112,614

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)
建 物 (☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借)

*医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

法人名	医療法人社団徳豊会
所在地	熊本市東区新南部 2-7-58

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 12 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	57,658	I 流 動 負 債	15,065
II 固 定 資 産	225,732	II 固 定 負 債	155,711
1.有形固定資産	203,587	負 債 合 計	170,776
2.無形固定資産	1,966	純 資 産 の 部	
3.その他の資産	20,179	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	—
		II 利 益 剰 余 金	97,614
		1 代 替 基 金	—
		2 そ の 他 利 益 剰 余 金	97,614
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	—
		IV 基 金	15,000
		純 資 産 合 計	112,614
資 産 合 計	283,390	負 債 ・ 純 資 産 合 計	283,390

法人名 医療法人社団 徳豊会
所在地 熊本市東区新南部2丁目7番58号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)
該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団徳豊会

理事長 川口 豊 殿

私は、医療法人社団徳豊会の令和 5 会計年度（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日迄）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 2 月 20 日
医療法人社団徳豊会

監事 寺田英輔

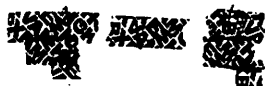


本報告書の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 6 年 3 月 10 日

医療法人社団徳豊会

理事長



理事長

